

# apollostation PLATINUM BUSINESS特約

## 第1章 総則

### 第1条 (適用)

apollostation PLATINUM BUSINESS (以下「本カード」という) については、出光クレジット個人カード会員規約に加え本特約が適用されます。両規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第2条 (カードの発行)

法人の代表者、個人事業主の方等で、出光クレジット個人カード会員規約と本特約をご承認の上、当社に入会のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方 (以下「本人会員」という) に本カードを発行いたします。

### 第3条 (代金決済口座)

- 本人会員は、自らが代表者を務める (または所属する) 法人 (以下「当該法人」という) の承諾を得た場合に限り、当該法人名義の口座を、本カードに関する代金の決済口座とすることができます。
- 当該法人の承諾は、本人会員が自らの責任において確実に取得するものとし、本人会員と当該法人の間で当該法人の承諾、本カードの利用等に関し紛争等が発生した場合、当社は一切責任を負わず、また、当社に損害等が生じた場合には、本人会員がその責めを負うものとします。また、本人会員が退任または退職した後も決済口座を変更せずに本カードの使用を継続していた場合等、本人会員と当該法人の間でカード利用代金の精算等が必要となった場合、当社はこれに関与せず、本人会員が自らの責任においてこれを行うものとし、当社に損害等が生じた場合には、本人会員がその責めを負うものとします。
- 当社は、当該法人から当該法人名義の口座の使用を停止するよう求められた場合には、本人会員の意向にかかわらず、これに応じることができるものとします。この場合、本人会員は、当社所定の方法で債務を弁済するものとします。
- 前項の場合で、本人会員が速やかに適切な代金支払口座の登録を行わないとき等、当社が必要と認めた際には、当社は当該本人会員の会員資格取消し等の措置を行うことができるものとします。

### 第4条 (追加カード)

- 本人会員のご家族または本人会員が代表者を務める (または所属する) 法人の役員もしくは従業員のうち、当該本人会員が、当社に対して生ずる一切の責任を引き受けることを承認のうえ当社にカード利用の申込をし、当社がご利用を承諾した方 (以下「追加会員」という) に追加カードを発行します。
- 出光クレジット個人カード会員規約の「家族会員」および「家族カード」は、それぞれ「追加会員」および「追加カード」と読み替えるものとします
- 追加カードは最大9枚まで発行いたします。

### 第5条 (カードの利用)

出光クレジット個人カード会員規約第7条 (カードの利用・ご利用可能枠) 5. は以下のとおりとします。

- 換金または違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。

### 第6条 (キャッシングサービスの利用)

出光クレジット個人カード会員規約第3章のキャッシングサービスは本人会員のみ利用できるものとします。

## 第2章 年会費に関する特約

### 第7条 (ETCカード年会費)

本カードでご利用代金の精算を行うETCカードを発行した場合は、出光ETCカード規約第10条 (年会費) の内容にかかわらず、追加カードを含め、ETCカードの年会費を無料にいたします。

## 第3章 実質年率に関する特約

### 第8条 (ショッピングに関する実質年率)

出光クレジット個人カード会員規約第9条 (弁済金等の支払方法等) 3 (1) の<月々のお支払金額算出表>は、以下のとおりとします。

<月々のお支払金額算出表>

標準コース (実質年率12.0%~18.0%)		長期コース (実質年率12.0%~18.0%)	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1円~10万円	1万円	1円~6万円	3,000円
10万円超は 5万円増すごとに	5,000円ずつ加算	6万1円~20万円は 2万円増すごとに	1,000円ずつ加算
		20万1円~40万円は 2万5,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
定額コース (実質年率12.0%~18.0%)		40万1円~50万円は 5万円増すごとに	1,000円ずつ加算
5千円以上5千円単位でご指定いただいた金額をお支払いいただきます。		50万円超は 5万円増すごとに	2,000円ずつ加算

## 第9条 (キャッシングに関する実質年率)

出光クレジット個人カード会員規約第17条 (融資金の支払方法等) 1 (1) の表は、以下のとおりとします。

標準コース (実質年率12.0%~18.0%)		ゆとりコース (実質年率12.0%~18.0%)		長期コース (実質年率12.0%~18.0%)	
融資金 リボ残高	ご返済金 (月々のお支払額)	融資金 リボ残高	ご返済金 (月々のお支払額)	融資金 リボ残高	ご返済金 (月々のお支払額)
1円~10万円	1万円	1円~10万円	4,000円	1円~10万円	4,000円
10万1円~ 20万円		10万1円~ 20万円	8,000円	10万1円~15万円	6,000円
20万1円~ 30万円	1万5,000円	20万1円~ 30万円	1万2,000円	15万1円~20万円	8,000円
				20万1円~25万円	1万円
30万1円~ 40万円	2万円	30万1円~ 40万円	1万1,000円	25万1円~30万円	1万2,000円
				30万1円~35万円	1万4,000円
40万1円~ 50万円	2万5,000円	40万1円~ 50万円	1万4,000円	35万1円~40万円	1万6,000円
				40万1円~45万円	1万8,000円
50万円超は 10万円 増すごとに	5,000円ずつ加算	50万1円~ 60万円	1万7,000円	50万円超は 5万円増すごとに	2,000円ずつ加算
		60万円超は 10万円 増すごとに	3,000円ずつ加算		

## 第4章 アメリカン・エクスプレス・カードの特約

### 第10条 (キャッシングサービス)

本カードがアメリカン・エクスプレス・カードブランドの場合、キャッシングサービスについては、出光クレジット個人カード会員規約第16条 (キャッシングサービス) に以下の項目を追加いたします。

- 本人会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続きに従い、2に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。
- 1から4のほか、当社及びアメリカン・エクスプレスが別途定める規定がある場合は、それが適用されます。

### 第11条 (外国通貨建て取引の円換算方法)

本カードがアメリカン・エクスプレス・カードブランドの場合、出光クレジット個人カード会員規約第34条 (日本国外でのカード利用) (1) は以下のとおりとします。

- 商品購入代金または融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、(i) カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、また、(ii) 商品購入代金については、円換算時に3.85% (内アメリカン・エクスプレスが定める0.25%と、当社が定める3.60% (税込)) の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用します。

2025年8月4日改定